

地方自治体が自衛隊に住民基本台帳 の個人情報を提供することに関する 調査（対象 2023～2024 年）の結果

北海道弁護士会連合会 憲法委員会

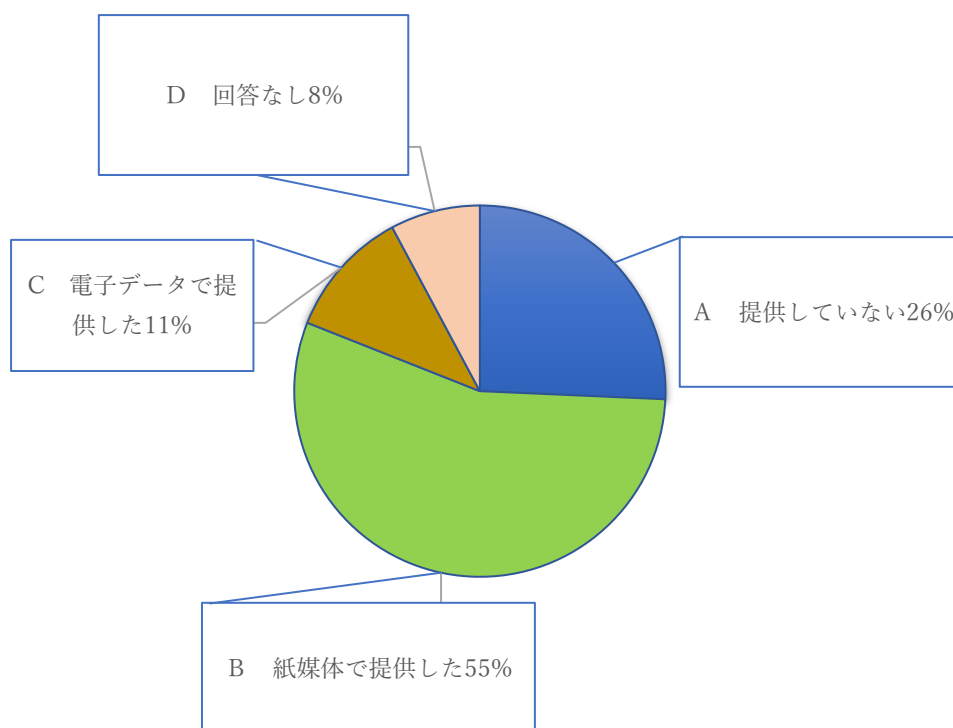
【調査の概要】

調査依頼先 北海道内 179自治体
調査対象年度 2023（令和5）～2024（令和6）年
調査実施期間 2024（令和6）年11月～2025（令和7）年3月
解 答 数 167自治体（93%）

			調査先 全道自治体	調査回答 全道自治体	備 考
全道 市町村	179 自治体	市	35	35	(政令指定都市・ 札幌市を含む)
		町	129	117	
		村	15	15	
合計数			179	167	回答率93%

質問1 2023年度（又は直近）において、自衛隊からの協力要請を受けて、住民基本台帳に登載された自衛官募集対象者の4情報（住民の氏名、生年月日、住所、性別、以下「住基4情報」といいます）に関する名簿を紙媒体又は電子データで、自衛隊に提供しましたか。

A 提供していない（質問2と3へ）	46（26％）
B 紙媒体で提供した（質問4へ）	99（55％）
C 電子データで提供した（質問4へ）	20（11％）
D 回答なし	14（8％）



質問2 貴自治体（質問1のA）が名簿の提供をしない理由を具体的に教えてください。

（同様の回答について重複を割愛しました）

- ・ 住民基本台帳上の情報を用いることから、住民基本台帳法に基づいた対応とするため。
- ・ 個人情報保護に留意しているためデータ提供は行わず、閲覧にて対応しております。
- ・ 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な事項に関する資料として、住民基本台帳法上特段の問題を生ずるものではないとされていますが、当[]としては、住民基本台帳

法第 11 条第 1 項の規定のとおり、閲覧として扱うこととしています。

- ・ 本件が法令等に抵触する情報提供ではないことは理解しているが、自衛隊に個人情報の提供を望まない方への配慮として、閲覧は認めているが、名簿の提供は行っていない。
- ・ 資料提供には課題があると考えているため。自衛隊との覚書等の締結、提供の除外に関する対応策の構築が必要である。
- ・ 住基法では閲覧と定められているため。
- ・ 住民基本台帳法第 11 条第 1 項の規定に基づき「閲覧」させており、「提供」については規定がないため。
- ・ ■■■■のお知らせ版及びホームページにて除外申請を周知し、制限対象者以外の対象者を閲覧のみ提供している。
- ・ 自衛隊からは閲覧請求できているから
- ・ 住民台帳における「資料の提供」は国の行政機関または都道府県知事への統計資料の提供や、内部確認のための報告等の公証行為を受ける必要の場合を想定しているものと考えられることから、住民基本台帳法に基づく資料の提供は住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の請求によるほかないものと考えているため。
- ・ 名簿の閲覧と転記を認めており、それにより対応しているため。
- ・ 提供を求められたことはなく、そもそも町関係機関以外への提供を想定していない。
- ・ 令和 5 年度（2023 年度）においては、実際に提供を行うべきかどうかについては、市民の不安感などの払拭やそのための具体的方法などの課題もあり、慎重に対応していく必要があることから、提供してはいない。なお、令和 6 年度（2024 年度）においては、対象者に対する個別通知等を通して、提供内容等について周知を図り、提供を希望しない市民からの除外申請を受けただうえ、氏名および住所の 2 情報を紙媒体で提供する予定です。
- ・ 昨今の社会情勢により。
- ・ 募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料の提出を市区町村の町に求めることについては、その根拠となる法令上の規定が存在しない。
- ・ 住民基本台帳から氏名等の情報を取得するには、他の法令において情報の提供を求めることができる旨の規定がある場合を除き、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付によるべきものだから。
- ・ ①住民基本台帳法第 11 条では「閲覧」に限定されており、「提供」は含まれない。②市区町村長には年 1 回の公表義務があり、他の閲覧との整合性が図れない。③住基データの適正管理の責務は市区町村長が負う（法第 3 条）以上のことから、本町では「閲覧」を許可するにとどめている。
- ・ 住民基本台帳法第 11 条第 1 項および第 2 項の規定による閲覧申請を受けているため。
- ・ 住民基本台帳法第 11 条の各号に関し審査した結果『閲覧』は認めるが紙媒体や電子データでの『提供』はしない。

- ・ 住基法第 11 条にそって「国または地方公共団体の機関が法令で定める事務遂行のために必要である場合に限って」の閲覧対応を進めていたため。
- ・ 自衛隊法施行令第 120 条「防衛大臣は、．．．．．求めることができる」に基づき防衛大臣の依頼ならば、情報提供依頼の法的根拠になりうるが、毎年度の依頼は地方協力本部長名であり、法的根拠になりえない。
- ・ 個人情報保護の観点からも望ましいとは考えていないため、名簿の提供ではなく、閲覧のみにとどめている。
- ・ 従来より、自衛隊（地方協力本部）からの申し出により、15 歳・18 歳・22 歳となる住民の住民基本台帳の一部の閲覧を住民基本台帳法第 11 条 1 項の規定に基づき認めている。
- ・ 自衛官及び自衛官候補生の募集事務のほか、あわせて陸上自衛隊高等工科学校生徒に関する募集事務（15 歳男）も依頼あり、後者に関する事務は自衛隊法第 97 条 1 項及び自衛隊法施行令第 120 条にあてはまらないため、紙媒体や電子データで提供していない。
- ・ 抽出閲覧で対応している。
- ・ 住民基本台帳法には当該台帳の写しを提供できる規定がない。
- ・ ■■■■■においては、平成 23 年度より自衛隊法第 97 条 1 項の規定に基づき、法定受託事務として自衛隊からの依頼を受け、紙媒体での名簿提供を行ってきたところ。

しかし、国会での議論や他の自治体における紙媒体による提供中止を受け、紙媒体の名簿を提供することが法定受託事務の範囲に含まれることに疑義が生じるとして、慎重に判断した結果、平成 27 年度より住民基本台帳の閲覧で対応することとしたものです。

また、多くの自治体から地方に対する規制緩和として、自衛官募集事務へ住民基本台帳の一部の写しを提出できることを法定化、明確化することを国に対して提案があったところであり、当■■■■でも議会等において疑義が解消されない限り、名簿提供を行わない旨の答弁をしているところ。

令和 3 年 2 月 5 日付防衛省、総務省連盟通知で「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが住民基本台帳に係る事務の目的の範囲内」と通知があったところではありますが、地方が国に対して求めていた住民基本台帳法の改正は行われていないため、通知のみでは疑義の解消とならないとの判断から現在も名簿提供を行っていないものです。

質問3 貴自治体は、自衛隊に対して名簿を閲覧することについては認めていますか。

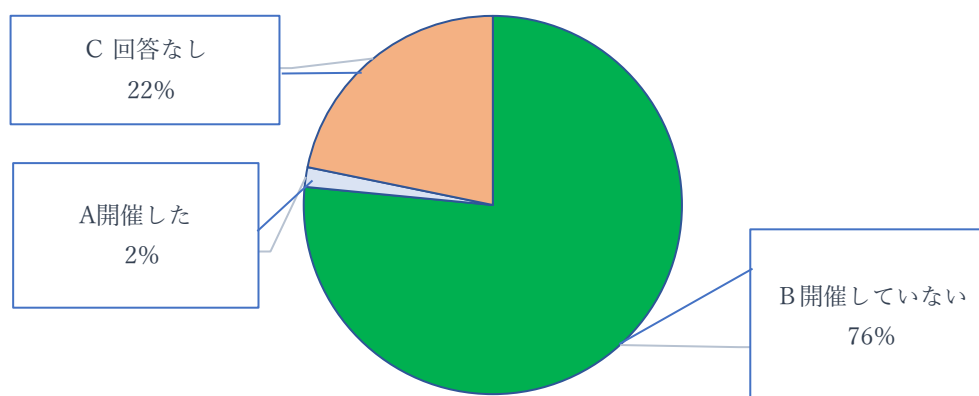
回答あり	78	A 認めていない	2
		B 認めている	76

対象年齢 (具体的な記載があったもの)	
14～15歳	2
15歳	11
数え年16歳	1
15歳男性・18歳、22歳	1
15歳男性、男性・女性18歳	2
15歳、18歳、22歳	10
15歳・18歳	2
18歳・22歳	11
18歳	6
17-18歳・21-22歳	1
18-22歳（当該年度中に22.18歳となる者）	1
閲覧申請書に記載されている対象年。	1
自衛隊から指定された条件。	1
対象年齢はなし。	1
対象年齢は定めておらず請求に基づき認めています	1
対象年齢は申請による	1

C 回答なし	101
--------	-----

質問4 名簿を提供するか否かを定めるにあたって、個人情報保護条例（令和5年4月1日から個人情報保護法に移行）に基づいて、保有、利用、提供などに関して審議会を開催しましたか。

A 開催した（質問5へ）	3（2%）
B 開催していない（質問6へ）	137（76%）
C 回答なし	39（22%）



質問5 審議会を開催したと回答した場合、次の質問にお答えください。
開催した年月日と審議会の答申内容を具体的に教えてください。

- 開催年月日 未記載
委員から様々な意見により、最終的な判断は市長に委ねられた。
- 開催年月日 令和6年2月13日
提供するか否かについて答申はしていないが、除外申請制度を設けることについて、情報提供を行い、意見をいただいている。
- 開催年月日 令和2年9月
(書面) (特に意見等なし)
- 開催年月日 未記載

質問6 以前において、貴自治体が紙媒体又は電子データによる名簿の提供ではなく、住民基本台帳法（以下、「住基法」といいます）11条1項に基づく「閲覧」で対応していたことはありますか。

A ある（質問7へ） 106
 B ない（質問7へ） 18

質問7 貴自治体が住基法に基づく「閲覧」ではなく、紙媒体又は電子データでの名簿を提供することとなった経緯（時期、契機など）又は当初から紙媒体又は電子データでの名簿を提供することとなった経緯（時期、契機など）について、次の質問にお答えください。

- (1) 令和3年2月5日付け通知「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」（防衛省人事教育局人材育成課長と自治行政局総務省住民制度課長）の発出を受けて名簿を提供することにした（ 年度より）

西暦	元号		備考
2024年	令和6年度から	5	
2023年	令和5年度から	11	
2022年	令和4年度から	30	(内「令和4年度から令和5年度まで」が1)
2021年	令和3年度から	26	
2020年	令和2年度から	3	
2019年	令和1年度から	0	
2018年	平成30年度から	0	
2017年	平成29年度から	0	
2016年	平成28年度から	1	
(1) の回答なし		103	
回答解読不能		1	

- (2) 前記通知とは関係なく、独自の判断で提供することにした（ 年度より）
独自の判断で提供することにしたと回答された場合、提供する判断をされた契機・理由について具体的に教えてください。

以下に（2）について特徴的な回答を抽出しました。

■
（2）令和2年度より紙媒体での提出を依頼されたことにより検討。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、窓口で転記を行うべきではないとの意見があった。
根拠法令：住基法第11条、自衛隊法第27条、第97条、同施行令第120条

■
（2）平成29年度より 自衛隊官募集事務の円滑かつ適正な実施のため、自衛隊地方協力本部からの依頼を受け、平成29年度から自衛隊法施行令第120条第1項や個人情報保護条例の例外規定、政府見解などを踏まえ十分検討した上で、情報の取扱いに関する注意事項等の制限を付し、年齢を限定した必要最小限度範囲で紙媒体による名簿を提供しております。

■
（2）■管内7町の戸籍担当者会議において、紙媒体での提供の可否について協議を行い、平成28年4月1日以降は、■管内7町統一し、紙媒体による名簿提供を行うこととした。

■
（2）平成28年度より、平成27年3月31日付総行住第40号総務省自治行政局住民制度課長から発出された「自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適正な執行について」の通知に基づき、資料の提出を求めることができる場合と、閲覧を請求する場合を整理・協議し、資料提供に対応することとしました。

■
（2）平成16年度より。本町においては、地域振興の観点から、過去70年以上、自衛隊誘致運動及び施策を行ってきており、町民においても防衛に対する理解や関心も高く、自衛隊支援の姿勢があったと推察される。

■
（2）平成16年度より。自衛官募集事務については自衛隊法97条の規定により法定受託事務として市町村は自衛官募集事務の一部を行うこととされていること。

■
（2）平成19年度より。近隣市町村の実態を把握した結果、相互の信頼のもとに、依頼文及び誓約書に基づき名簿を提供

質問8 名簿提供を行ない始めた契機と方法の選択（紙媒体かデータか等）などについて、貴自治体内で名簿提供に際して問題になった点があれば具体的に教えてください。

※以下に特徴的な回答を抽出しました。

- ・ ■■■■■

住民基本台帳法第 11 条に置ける国等の機関による閲覧請求と自衛隊法施行令第 120 条に置ける防衛大臣の資料の提出を求められることが出来るという閲覧と資料提出どちらが適用されるかの矛盾
- ・ ■■■■■

契機は自衛隊からの要請が端緒となったもの。方法については、漏えい防止のため、紙媒体に限定している。問題となった点は特にない。
- ・ ■■■■■

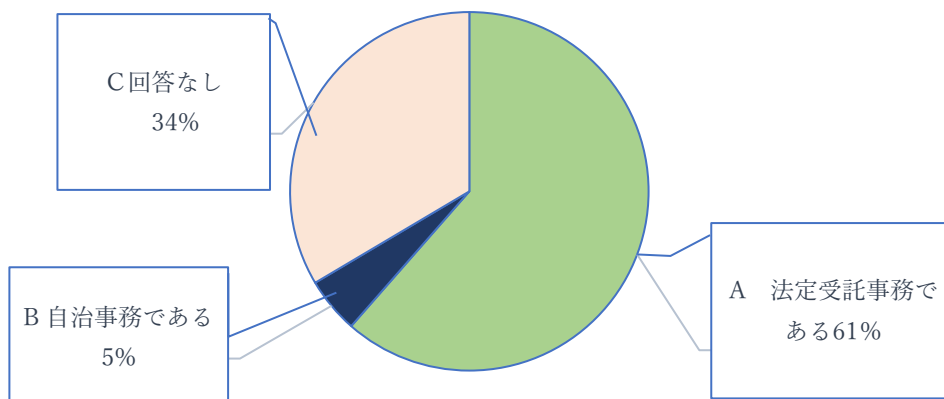
法令上、名簿を提供できることが明示されていなかったこと。
- ・ ■■■■■

データでの名簿提供については、議会や市民団体などから、名簿提供を望まない市民への配慮が必要との意見などがあったもの。
- ・ ■■■■■

平成 26 年 12 月議会定例会で、個人情報の保護の面で問題となった。

質問9 自衛官募集事務は、国からの「法定受託事務」であると捉えていますか、それとも、貴自治体固有の「自治事務」であると捉えていますか。

A 法定受託事務である	110 (61%)
B 自治事務である	9 (5%)
C 回答なし	60 (34%)



質問10 当該提供名簿に記載されている住民数を教えてください。

ご回答いただいた自治体 113

ご回答のない自治体 66

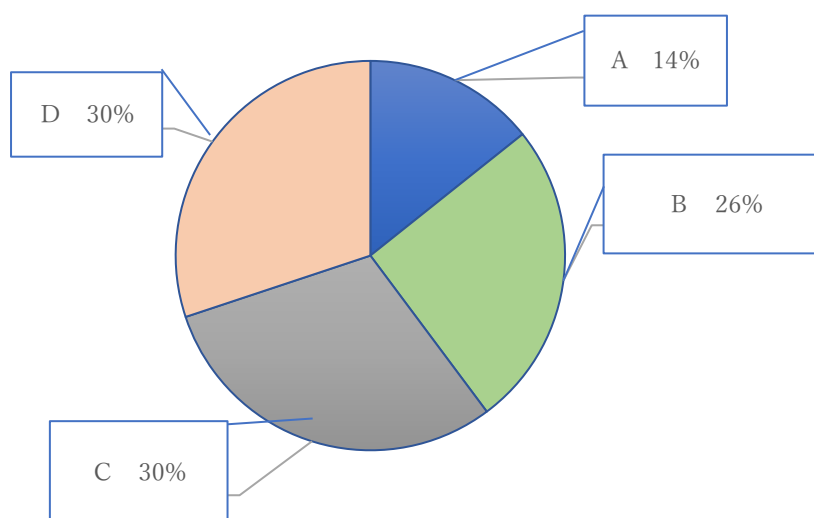
18歳		住民数(人)	自治体数
	0人～30人	720	39
	31人～60人	1,171	27
	61人～120人	1,426	17
	121人～240人	2,233	14
	241人以上	24,912	16
		30,462	113

22歳		住民数(人)	自治体数
	0人～30人	631	36
	31人～60人	893	22
	61人～120人	1,437	16
	121人～240人	1,773	11
	241人以上	26,606	11
合計	31,340	96	

その他		住民数(人)	自治体数
	その他で回答：人数のみ記載	13,734	109
	その他で回答：15歳から(H13.4.2～H14.4.1生)と記載	17	1
	その他で回答：15歳とのみ記載	29	2
	その他で回答：令和5年分のみ記載	21	1
	その他で回答：22歳は名簿提供となっていない		1
	合計	13,801	114

質問11 住基法による閲覧以外の紙媒体又は電子データで名簿提供をすることになった経緯 ①、法令上の根拠 ②、名簿提供の実施状況 ③ を公開して、住民に周知していますか。

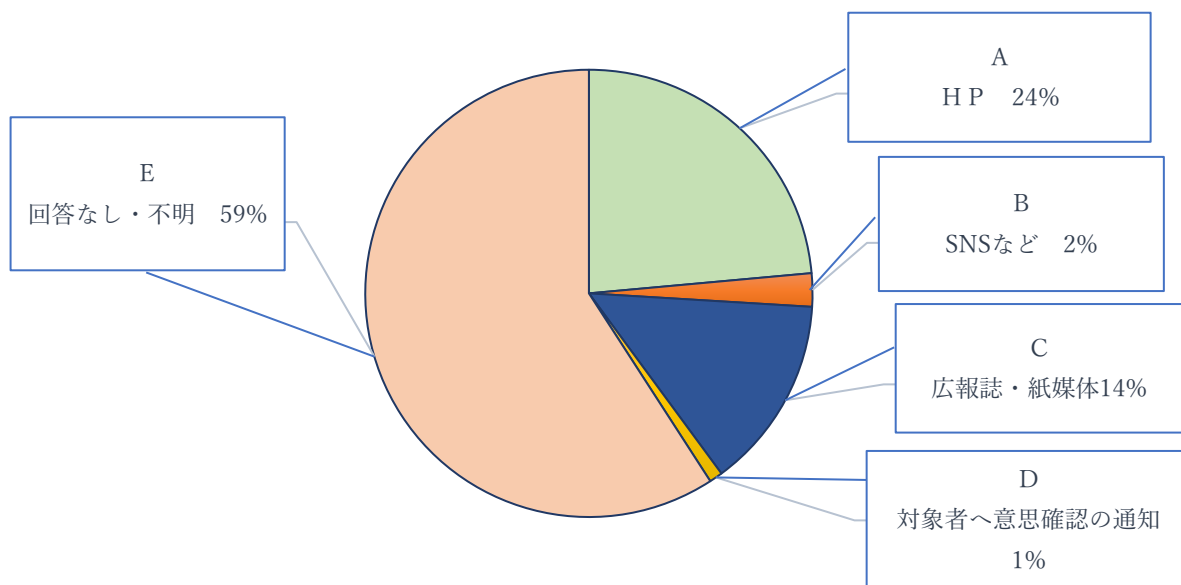
質問内容 回答選択項目		回答数	回答全体の割合
A (3つとも周知)	① 名簿提供の経緯 ② 法令上の根拠 ③ 名簿提供の実施状況	28	14%
B (1つか2つ)	1 ① 名簿提供の法経緯のみ	3	26%
	2 ① 法名簿提供の経緯 ② 法令上の根拠	10	
	3 ② 法法令上の根拠 ③ 名簿提供の実施状況	4	
	4 ② 法令上の根拠のみ	9	
	5 ② 法令上の根拠 ③ 簿提供の実施状況	12	
	6 ③ 名簿提供の実施状況のみ	12	
C	周知していない	59	30%
D	無回答	59	30%



質問12 周知していると回答された場合、周知の具体的な方法を教えてください。

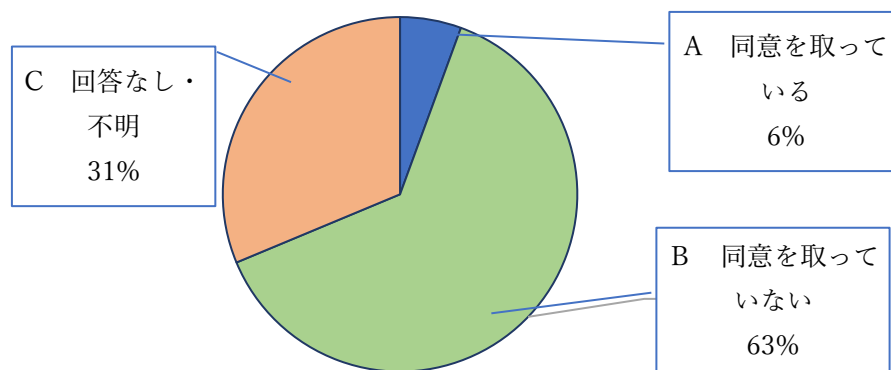
※ 複数ある場合には、それぞれカウントしました。

A	HP	49	(24%)
B	SNS	5	(2%) (LINE・X・factbook・町公式アプリ)
C	広報誌・紙媒体	29	(14%)
D	対象者へ意思確認の通知	2	(1%)
E	回答なし・不明	123	(59%)



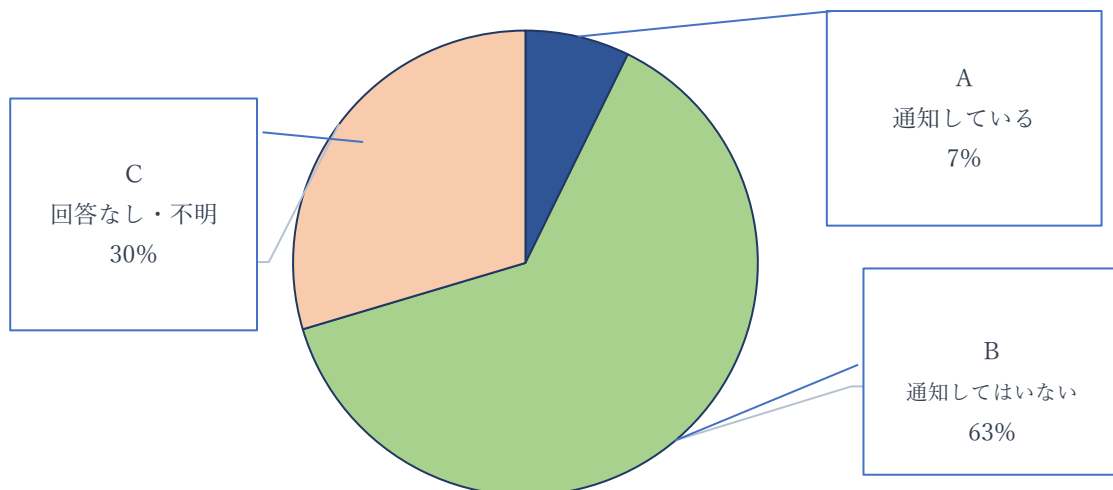
質問13 当該提供名簿に記載されている住民本人又は本人の家族に対し、名簿への住基4情報記載の同意を事前に取りましたか。

A	同意を取っている	10	(6%)
B	同意を取ってはいない	113	(63%)
C	回答なし・不明	56	(31%)



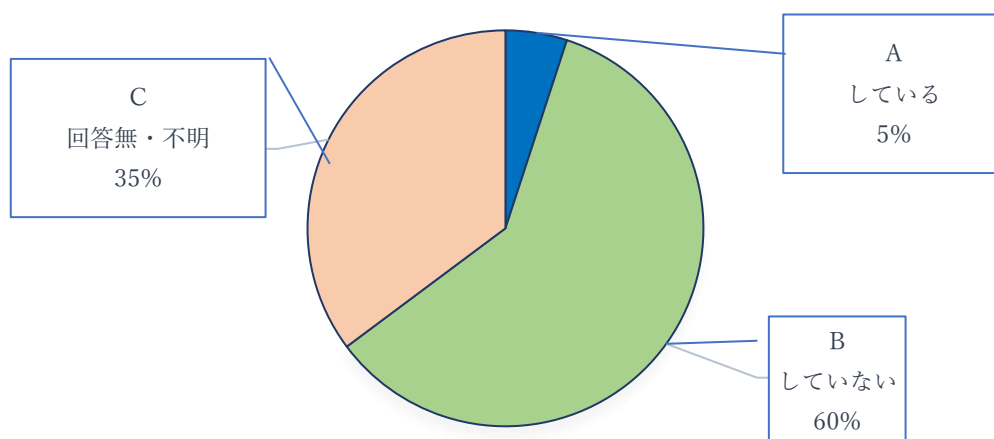
質問14 当該提供名簿に記載されている住民本人に対し、及び、本人が未成年者の場合には本人とその保護者に対し、名簿に住基4情報を記載する事実を通知していますか。

A 通知している	13 (7%)
B 通知してはいない	113 (63%)
C 回答なし・不明	53 (30%)



質問15 質問14における未成年者の場合（例えば高校3年生の場合、名簿提供時点が誕生日前であれば未成年）、名簿提供することが事前に未成年者本人に確実に届くような工夫をしていますか。

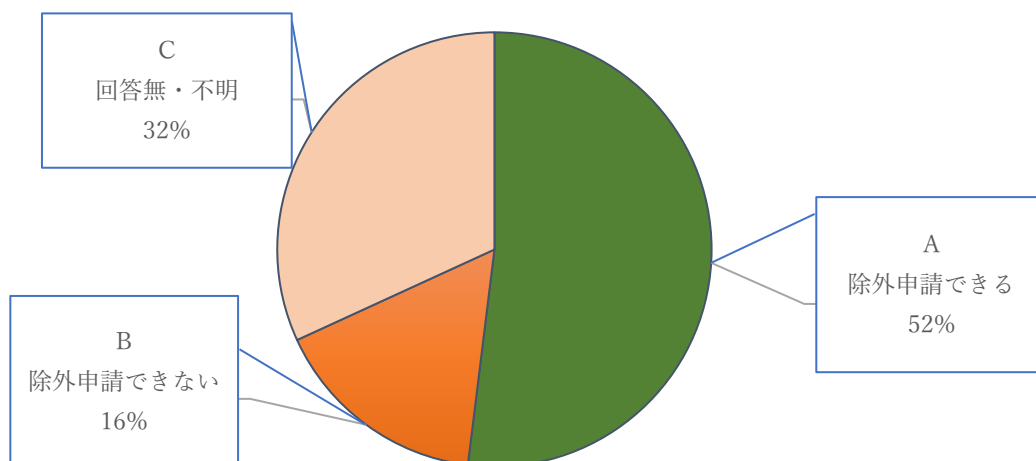
A している	9 (5%)
B していない	107 (60%)
C 回答なし・不明	63 (35%)



- ■■■
市ホームページ、市広報による
- ■■■
関係書を郵送して提供の有無を確認
- ■■■
個別に郵送
- ■■■
本人宛に直接通知文を送付している
- ■■■
町ホームページ、町広報誌
- ■■■
町ホームページ、町広報誌
- ■■■
対象者への案内をはじめ、各種ツールにて案内をしている。
- ■■■ (具体的な記載なし)
- ■■■
本人あてに文書を送付

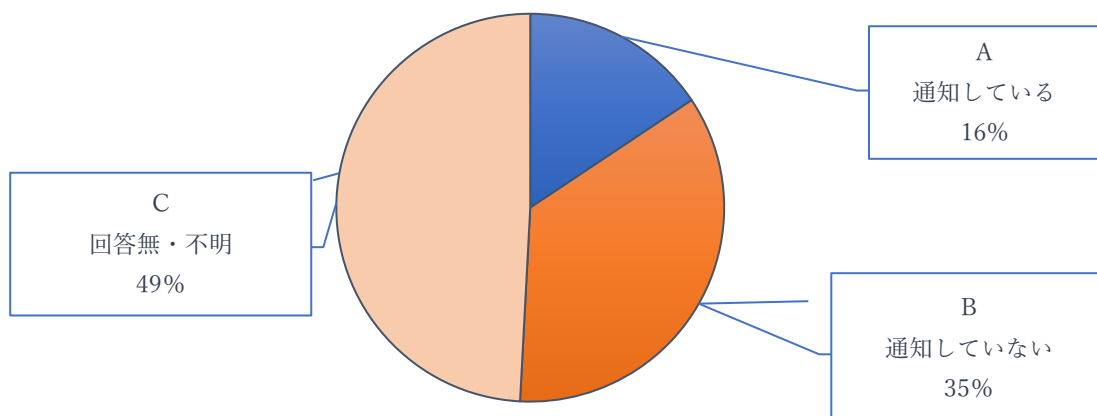
質問 16 当該提供名簿に記載されている住民本人あるいは保護者が名簿への住基 4 情報の記載を希望しない場合、名簿から除外申請をすることはできますか。

A 除外申請できる (質問 17 へ)	93 (52%)
B 除外申請できない (質問 22 へ)	29 (16%)
C 回答なし・不明	57 (32%)



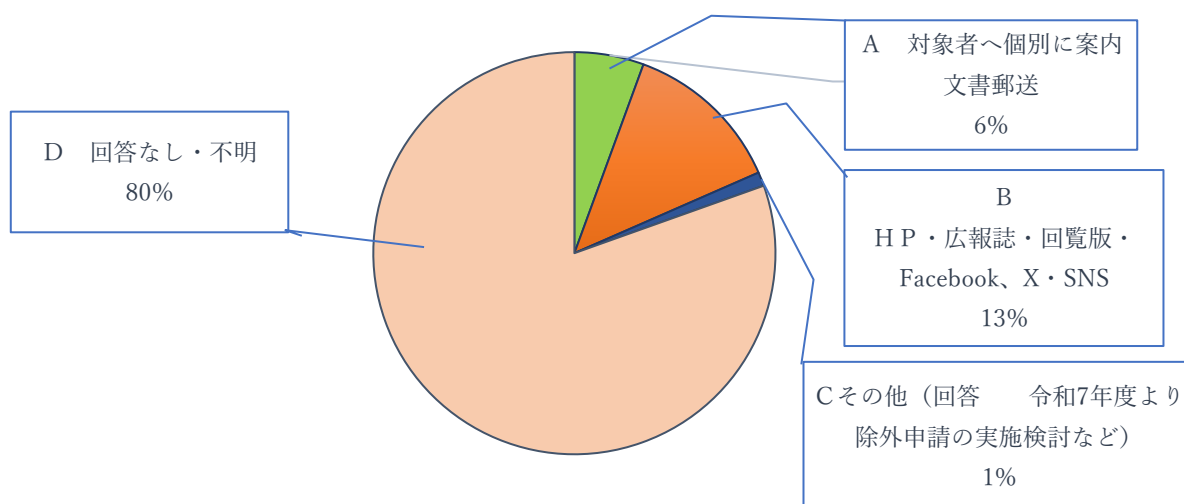
質問17 除外申請ができることを本人又は住民に対して通知していますか。

A 通知している (質問18へ)	28 (16%)
B 通知していない (質問19へ)	63 (35%)
C 回答なし・不明	88 (49%)



質問18 通知していると回答された場合、通知の方法を具体的に教えてください。

A 対象者へ個別に案内文書郵送	10 (6%)
B HP・広報誌	23 (13%)
C その他	2 (1%)
D 回答なし・不明	114 (80%)



質問19 除外申請の周知をどのようにしているのかを具体的に教えてください。

質問11、12の回答と概ね重なるので、同回答をご覧ください。

質問20 2023年度の除外申請の受付期間を教えてください。

回答した市長村		質問20に対する回答 ※年月日等は回答のとおり記載
1	市	令和5年4月28日～令和5年7月31日
2		R5. 3. 6～R5. 5. 8
3		R5. 6. 19～R5. 8. 18
4		23年度は実施していない
5		令和5年5月1日～令和5年5月31日まで
6		令和6年4月1日～令和6年5月31日まで
7		令和5年3月30日～令和5年5月1日まで
8		2023年5月2日～5月26日まで
9		2023年7月3日～7月31日まで
10		2023年8月28日～9月29日まで
11		4月末～7月末まで
12		2024年2月15日～4月12日まで
13		2024年度から実施
14		2024年度から実施（2024年4月1日～5月31日）
15		2024/4/1～5/31
16		2024. 4. 1-4. 30
1	町	令和6年4月1日～令和6年6月
2		4月1日＝4月30日まで
3		5月1日～5月31日まで
4		2023年9月15日～10月31日まで
5		2023年6月9日～6月30日
6		2023年8月10日～8月21日まで
7		2024年2月20日～3月29日
8		2023年10月20日～2024年3月31日まで

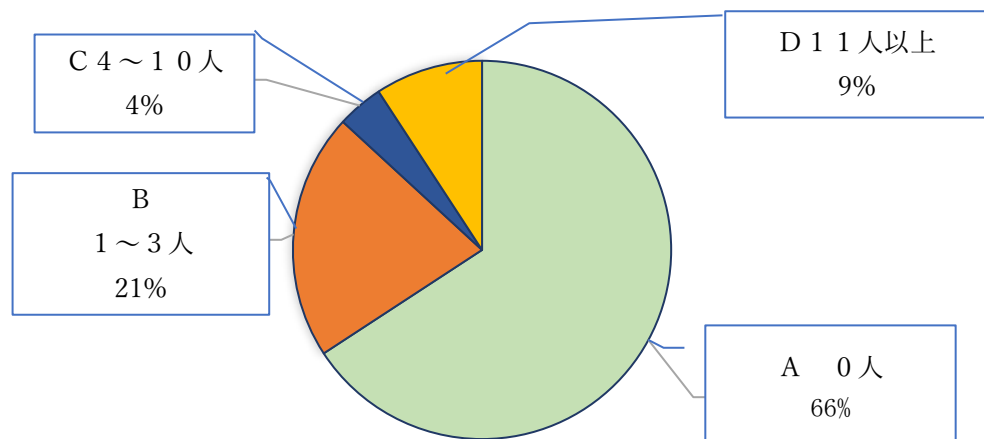
9	町	～2023年3月31日まで
10		3月14日～4月30日
11		2024年2月1日から2024年3月30日まで
12		2024年度より開始
13		2023年度は実施していない。2024年度はR6.3.4～R6.3.29
14		2024年2月1日～2024年4月1日まで
15		随時
16		2024年3月1日～2024年3月22日
17		4月1日～3月31日
18		2024.3.15-4.12
19		2023.5.1-5.31
20		4月1日～5月31日
21		2024年度から対応(2024.4.1-5.31)
22		受付期間未設定
23		令和6年2月1日～3月29日
24		2024年4月1日～4月31日
25		随時受け付ける
26		期間指定なし
27		2023年3月31日まで
28		提供の前日まで
29		2023.4～2024.3まで
30		令和6年2月1日～令和6年3月31日
31		
32		令和6年3月11日～令和6年4月10日
33		2024.4.1-5.15
34		2023.2.13-4.30
35		2023.3-4
36		2023.4.25-5.15
37		2023.4-5月末まで
38		2024年11月より除外申請受付開始
39		～2023.4.30
40		2024.4.1-4.30
41		※申請は通年受付している。(上記期間外の申請は次年度以降に反映)

42	町	2024年度より除外申請制度開始。受付は随時、当該年度の締め切りは4月末。
43		2024. 4. 23-5. 31
44		2024年度より実施
45		2025年度から除外申請できることとする予定である
46		2024年度から開始のため2023年度は受付期間なし
47		2024. 3. 1-4. 30
48		2023. 3. 18-4. 19
1		村
2	5月1日～5月25日まで	
3	4月3日～4月30日	
4	令和5年5月12日～令和6年4月4日まで	
5	現在まで	
6	2023. 4. 1-4. 30	

質問21 2023年度において除外申請があった人数は全部で何人でしたか。

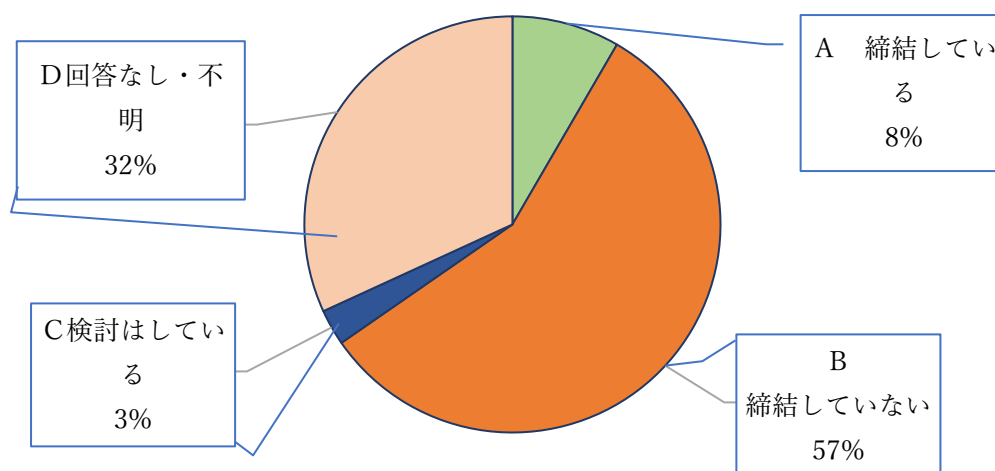
A	0人	50 (66%)
B	1～3人	16 (21%)
C	4～10人	3 (4%)
D	11人以上	7 (9%)

(※ 回答/76自治体 ※ 2023年度除外申請数合計407人)



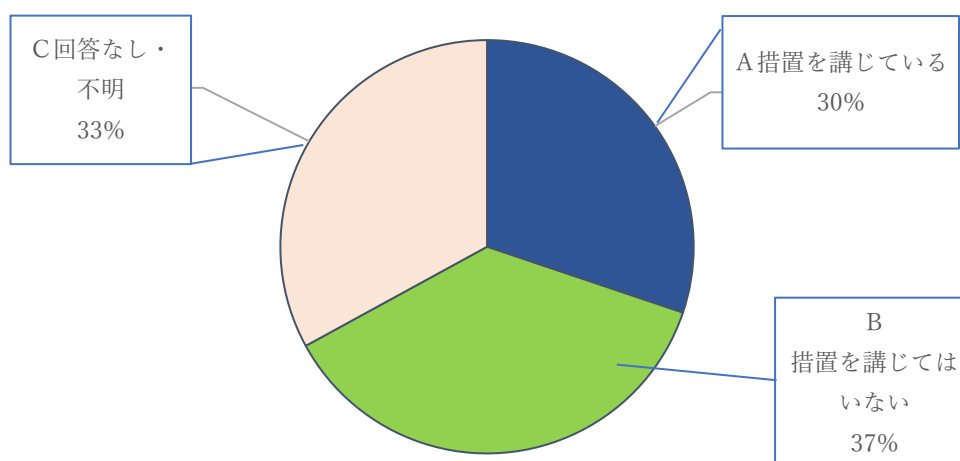
質問2 2 住基4情報という個人情報の適正な取り扱いのために、自治体と自衛隊地方協力本部とが取り扱い（目的外使用の禁止、複製・複製及び第三者提供の禁止、業務完了後の破棄などの取扱い等）に関する合意書（覚書）を締結する事例（例えば京都市）がありますが、貴自治体でもそのような合意書を締結していますか、又は締結していないとしても今後の締結を検討されていますか。

A 締結している	15 (8%)
B 締結していない	102 (57%)
C 検討はしている	5 (3%)
D 回答なし・不明	57 (32%)



質問23 質問22における自衛隊地方協力本部との合意書以外で、住基4情報という個人情報の適正な取り扱い（目的外使用の禁止、複写・複製及び第三者提供の禁止、業務完了後の破棄などの取扱い等）のために何らかの措置を講じられていますか。

A 措置を講じている（質問24へ）	54（30%）
B 措置を講じてはいない（質問25へ）	66（33%）
C 回答なし・不明	59（37%）



質問24 措置を講じていると回答された場合、その措置を具体的に教えてください。

以下は、記載自治体の全部を記載しました。

- ・ [自治体名]

 - ・ 自衛隊地方協力本部からの情報提供依頼に対して以下の条件を付して、応じる旨回答している。
 - ・ 関係法令等に基づき適切に管理するとともに、個人情報の保護に細心の注意を払うこと。
 - ・ 利用目的（自衛隊募集事務）以外には使用しないこと。
 - ・ 保存期間は1年未満とし、使用後は速やかに返却すること。募集事務で電磁的記録としてしようとした場合は返却と同時に削除すること。
 - ・ 紙媒体で提供を受けた情報について複写することを禁じずる。
- ・ [自治体名]

「個人情報の保護に関する法律」の第69条第1項に基づき、市が制定している「個人情報の目的外使用又は提供」に係る事務取扱要領にある「個人情報提供申請書」の提出を求めている。

- ■■■

自衛隊発出の公文書（情報提供依頼文書）にて募集対象者情報の取扱いについて明記があり、情報提供時に文書どおりの取扱いをお願いしている。
- ■■■

募集対象者情報の提出請求の際、文書にて、情報の管理について約束している
- ■■■

閲覧申請の際、目的外使用しない旨の誓約書を提出してもらっている。
- ■■■

請求書に情報の管理について記載あり。
- ■■■

■■■地方協力本部が■■■町に対し、募集対象者情報の提供を依頼した際に、その取り扱いについては関係法令に基づき厳正に管理する旨が文書に記載されており、これを承諾した。
- ■■■

来庁時に目的外利用しない旨の宣誓及び書面の提出をさせている。
- ■■■

保存期間（1年未満）経過後は破棄、要望があれば返却すること。関係法令に基づき適切に管理し、個人情報の保護に細心の注意を払うこと。利用目的以外には使用しないこと。第三者への提供は行わないこと。の記載があることを確認している。
- ■■■

目的外使用の禁止、複写・複製及び第三者提供の禁止、募集事務終了後の廃棄などの取扱い等を付記した通知を名簿と合わせて手交している。
- ■■■

申請書への対象者情報の管理についての記載及び誓約書の提出を求めている
- ■■■

個人情報外部提供申請書の提出
- ■■■

名簿提供の際に個人情報保護法等の関連法令を遵守することなどの条件を付している
- ■■■

保有個人情報外部提供申出書を自衛隊より提出。保管方法については個人情報の保護に関する法律および内部規則に基づき保管等明記されている。
- ■■■

提供文書に留意事項を記載
- ■■■

自衛隊札幌地方強力本部長からの依頼文内「募集対象者情報の取扱い」に必要事項が記載されている。

- ■■■
「自衛官の予備自衛官候補生の募集に関し必要があると認められる個人情報の取扱いに関する覚書」を締結し、引き渡し方法や管理状況の確認などを規定している。
- ■■■
情報提供申出書に置いて保管方法、管理責任者、管理（廃棄）方法を記載し提出。
- ■■■
適正な取り扱いを担当者で確認
- ■■■
個人情報の適正な取扱いについて文書を受理
- ■■■
通知文書に「個人情報につき取扱に十分にご注意し、利用が終了した後は廃棄処理願います」との記載をしている。
- ■■■
個人情報の適正な取り扱いをすることを情報提供の条件として申請に際し通知している。
- ■■■
名簿引渡の際に引渡の条件として、「自衛官募集事務の使用に限定し、目的外使用及び第三者への提供等がないように個人情報の管理を徹底すること」としている。
- ■■■
依頼文書に募集対象者情報の取扱い・保存期間について明記することを必須としている。
- ■■■
目的外使用をしないこと、使用後は適切に廃棄することなどについて申請時に確認している
- ■■■
紙媒体の返却
- ■■■
個人情報廃棄報告書を提出していただいている
- ■■■
■■■ 住民基本台帳の閲覧等に関する事務取扱要領
- ■■■
業務完了後、情報漏洩を防止するための処理を講じたうえで、破棄するように依頼している。破棄後に自衛隊より報告書をもっている
- ■■■

法令に基づき適正に管理し1年後の破棄を行っていただくようにしている

- ■■■■■
書面にて目的のための利用が終了した後、速やかに焼却細断等の情報漏洩を防止するための処置を講じたうえで確実に破棄、個人情報廃棄報告書の提出
- ■■■■■
不特定多数の住民に係る閲覧に関する事務について「住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領」を定め、事務の適正かつ円滑な処理のための措置を講じている。
- ■■■■■
■■■■■自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の取扱いに関する協定書を自衛隊■■■■■地方協力本部と令和5年4月28日に締結している（目的外利用の禁止、複写・複製及び第三者提供の禁止、委託の禁止、募集対象者情報の適正な管理、本業務完了後の取扱い（募集対象者情報の返却）※業務完了後、募集対象者情報（紙媒体名簿原本）の返却を受けている
- ■■■■■
通知文の注意事項に目的外使用禁止を記載
- ■■■■■
紙媒体の処分期限を定めシュレッダーで破棄している
- ■■■■■
申出時に誓約書（目的外使用の禁止、業務完了後の破棄などの取扱等を遵守する内容）の提出をしていただいている。
- ■■■■■
提供の際に留意事項として記載
- ■■■■■
業務完了後の破棄について、都度、自衛隊に依頼しています。
- ■■■■■
令和5年度より、自衛隊募集に必要最低限の2情報の提供（氏名、住所）のみとし、募集案内の際に1度しか使用できない宛名シールでの提供としている。
- ■■■■■
申請時に誓約書を提出している
- ■■■■■
申出書に保管及び管理の方法を明記させる
- ■■■■■
名簿を渡す時に合意書の内容を徹底してもらうように口頭で伝えている
- ■■■■■
自衛官募集対象情報提供時の文案において次の遵守事項を記載

1. 秘密保持の義務 2. 利用目的以外の利用の禁止 3. 第三者への提供の禁止
4. 複写及び複製の禁止 5. 利用期間終了後の返還又は廃棄義務 6. 事故報告
義務 7. 利用又は保管に係る検査に応ずる義務 8. 損害賠償の義務 9. その
他個人情報保護のため必要と認められる事項

質問 25(補足回答) 個人情報の保護に関する法律第69条2項3号により相当な理由
がある場合については認める

住民基本台帳の閲覧について、申請書類等のほか、プライバシー保護等の誓約事項
を記載した「住民基本台帳閲覧宣誓書」の提出を必要としている。

陸上自衛隊高等工科学校生徒に関する募集事務について、住民基本台帳の閲覧に
あたり、その取扱いの誓約書が提出されている。

合意書の締結はしていないが、情報提供に際しては誓約書を提出いただいている。

自衛官募集事務に係る募集対象者情報の外部提供に関する要綱において、
引渡書及び受領書を定めている。

条件を付している

個人情報の適切な取り扱いに係る誓約書の提出を求めている。

自衛隊地方協力本部より提出いただく名簿提供依頼文に個人情報を適正に取り扱う
旨記載いただくよう依頼している。

名簿を提供する際に、自衛官募集事務以外の使用及び第三者への提供等はしないこと、
また、名簿の保管期限を1年間限りとし、保管期限内に町に返還すること等を記載し
た「受領書」(地方協力本部長の押印)を提出してもらっている

名簿提供時の課紙文書に名簿の利用・取扱いについて以下の注意分を入れている。
「名簿の利用については、自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務に限定し、目的
外使用及び第三者への提供、漏洩等がないように、個人情報の管理を徹底すること。」

自衛隊協力本部との相談による

受付書・許可書に明記している

● 個人情報保護に関する法律施行条例施行細則に基づき、①秘密保持の義務、②利用目的以外の利用の禁止、③第三者への提供の禁止、④複写及び複製の禁止、⑤利用期間満了後の変換又は廃棄義務、⑥事故報告義務、⑦利用又は保管に係る検査に応ずる義務、⑧損害賠償の義務、以上の事項を記載した通知書を送付している。

● 閲覧に当たり、誓約書の提出を受けている。

質問25 自衛官以外の警察官、消防士、医療従事者、教員、福祉士等の募集にあたり、募集業務に係る第三者からの請求があった場合、住民の個人情報を本人の同意なしに第三者に紙媒体又は電子データで提供もしくは閲覧を認めていますか。

A 請求があれば名簿を提供する	3	(2%)
B 請求があっても名簿は提供しない	13	(7%)
C 請求があれば閲覧までは認める	28	(15%)
D 請求があっても名簿の提供も閲覧も認めない	64	(36%)
E 住民基本台帳法に基づき閲覧の可否を判断 個人情報の保護に関する法律その他関係法令に 照らし判断する	3	(2%)
F 回答なし・不明	68	(38%)

